

一般社団法人日本呼吸器外科学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本呼吸器外科学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市中京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、呼吸器外科に関する医学と医療の発展に資する事業を行うとともに、呼吸器外科医の育成と生涯教育を担い、これら事業を通して国民の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 呼吸器外科医学と医療に関する学術集会、研究発表会、講演会等の企画運営に関する事業
- (2) 呼吸器外科医学と医療に関する研究、調査及び報告並びに啓発事業
- (3) 呼吸器外科医学と医療に関する教育普及事業
- (4) 呼吸器外科医学と医療に関する情報提供に関する事業
- (5) 国内外の関係団体との提携及び調整に関する事業
- (6) 呼吸器外科専門医の養成に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した医師
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した医療従事者又は研究者
- (3) 名誉会員 この法人の発展に尽くし、呼吸器外科学の研究の進歩に多大の寄与をした者の中から、理事会及び評議員会の議を経て承認された者
- (4) 特別会員 この法人に対して特別の功労のあった者の中から、理事会及び評議員会の議を経て承認された者
- (5) 購読会員 この法人の事業に賛同して入会し、学術誌を購読する個人及び団体
- (6) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 6 条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の権利)

第 7 条 会員は、この法人が営む事業及び活動に参加することができ、その年度の学術集会での業績発表の権利を有する。

(会費)

第 8 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、別に評議員会で定める額を支払う義務を負う。

2 納付済の会費については、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、この場合には、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払の義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 死亡し、若しくは団体が解散し、又は破産したとき。
- (3) 退会し、又は除名されたとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第 4 章 評議員（社員）及び評議員会（社員総会）

(評議員)

第 12 条 この法人は、評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(評議員の選任)

第 13 条 評議員は、別途定める選出方法により正会員の中から選出し、評議員会で選任する。

2 評議員は、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

3 評議員選出を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

4 評議員は、この法人の会員たる地位を喪失した場合及び喪失したものとみなされた場合に、その資格を喪失する。

(評議員の任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 前項の評議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の各号の事項について決議する。

(1) 入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 事業報告及び決算の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等の一般法人法第 38 条第 1 項に定める事項を記載した書面をもって、開会日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 20 条 評議員会における議決権は、1 評議員につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事又は監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び評議員会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の各号の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、理事長及び副理事長をそれぞれ 1 名置く。

3 この法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員の中から、評議員会で選任する。

2 理事長は、理事を 1 期以上務めたことがある理事の中から、理事会で選定する。

3 副理事長は、理事の中から理事長の推薦に基づき、理事会で選定する。

4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事に

についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を掌理し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐して業務を執行し、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前 2 項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 23 条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する場合は、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(名誉理事長及び名誉会長)

第 30 条 この法人は、法人運営に尽力し、この法人の名を高めるのに特に顕著な功績のあった者を名誉理事長又は名誉会長として、それぞれ置くことができる。

- 2 名誉理事長は、この法人の理事長経験者のうちから、名誉会長は、この法人の会長経験者のうちから、

それぞれ理事会の決議を経て理事長が推薦し、評議員会で承認する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の各号の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定又は解職

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。また、理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、一般法人法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 7 章 学術集会

(学術集会及び会長)

第 38 条 この法人は、毎年 1 回以上学術集会を開催する。

2 学術集会には、会長及び副会長をそれぞれ 1 名置く。

3 会長は、その年度の学術集会の責任者としての任務を遂行し、副会長は、会長を補佐する。

4 学術集会の開催地及び開催時期については、理事会及び評議員会の承認を受ける

5 会長及び副会長の任期は、1 年とし、会長の担当する学術集会の前年の学術集会の終結時から会長の担当する学術集会の終結時までとする。

6 学術集会の運営及び会長に関して必要な事項は、理事会において定める。

第 8 章 委員会及び事務局

(委員会)

第 39 条 この法人に、各種委員会を設置することができる。

2 委員会は、目的とする事項について調査・研究・審議等を行う。

3 委員会の委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 委員会の運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

(事務局)

第 40 条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

第 9 章 会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及び事業報告の附属明細書

(2) 貸借対照表及び貸借対照表の附属明細書

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を、定時評議員会の日から 2 週間前の日から 5 年間、その主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び評議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、第 21 条第 2 項に定める評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、第 21 条第 2 項に定める評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委任等)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。